

議事日程(第3号)

平成25年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 2 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第14 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 2 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第10 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
 日程第11 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
 日程第12 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)  
 日程第13 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願  
 日程第14 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の提出について  
 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(地域振興課)・・印藤 勝人
理事(図書館長)・・今泉 智明	理事(公民館長)・・安川 敏幸
総務課長・・・・・・・・今泉 俊裕	まちづくり課長・・・・吉松 良徳
住民課長・・・・・・・・合屋 勝秀	税務課長・・・・・・・・櫻木 幹夫
健康福祉課長・・・・畑江 達也	都市整備課長・・・・安河内 久人
上下水道課長・・・・石井 浩二	子ども教育課長・・・・稲永 修司
社会教育課長・・・・川津 政文	出納課長・・・・・・・・大塚 信夫
総務課参事・・・・満行 誠	監査委員・・・・・・・・百田 清二

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします。議案第59号から議案第61号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

#### 日程第1．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 本日はめっきり冷え込んでまいりましたので、風邪等が心配されるところでございます。

早速、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告をいたします。議案書は2ページ、3ページとなっております。

平成18年度から21年度の4年間にわたる昇給の抑制を今回回復するというもので、40歳未満の職員を1号給、38歳未満を2号給引き上げるというものでございます。

当町での該当者は、1号給引き上げが13名、1人当たり1,700円、2号給引き上げが28名、1人当たり3,700円で、計41名が延べ65号給の引き上げとなります。結果、1月から3月分の計38万9,000円の増額を今回補正しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第2．議案第58号

議長（三角 良人） 日程第 2、議案第 5 8 号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 5 8 号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。議案書 4 ページからでございます。

地方税法の一部を改正する法律に伴うもので、6 月定例会において提出されていたものを含み、今回整備されたものでございます。内容は、条項の繰り上げ、変更等が主となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行しますが、一部先送りとなっております。委員会は全員賛成で可決でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第 5 8 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 5 8 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 5 8 号須恵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 5 9 号

日程第 4 . 議案第 6 0 号

日程第 5 . 議案第 6 1 号

議長（三角 良人） 日程第 3、議案第 5 9 号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、  
日程第 4、議案第 6 0 号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 5、議案第 6 1 号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、  
以上 3 議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 総務建設産業委員会の報告でございますが、3 議案は提案理由が同様であることから、一括して報告をいたします。議案第 5 9 号からまいります。

それでは、議案第 5 9 号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案書 1 0 ページからでございます。9 項目の改正中 7 項目は字句、文言の変更となっております。

1 3 ページ、新旧対照表の第 1 9 条中、「1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額」を「消費税及び

地方消費税を加算した額」に改めるもので、再度の税率変更にも対応する表現となっております。

また14ページ、第28条2項の「須恵町行政財産使用料条例（昭和49年須恵町条例第20号）」を「須恵町道路占用料徴収条例（平成25年須恵町条例第1号）」の改正は、3月議会で都市整備課関連での改正に伴うものでございます。

11ページでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、19条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

なお、4月分においては、検針、請求等が月を超えることから、2カ月の経過措置が適用されるということでございます。ただし、新規加入に関しましては、その限りではないということになっております。

経過措置についての質疑がっております。委員会は全員賛成で可決をいたしました。以上です。

失礼しました。続きまして、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書は15ページからとなっております。10項目の改正中9項目は字句、文言の変更でございます。

18ページ、新旧対照表の第15条中、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。59号と同様でございます。

また、附則においても、経過措置を含み、同様となっております。委員会全員賛成で可決でございます。

続きまして、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、議案書は19ページからになってます。第5条から第50条までの間の、10の条文内が改正されております。内容は、消費税率改正に伴うもののほか、条項の削除、字句、文言の変更となっております。

23ページの第27条4項中では、前議案同様の「100分の105を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものに加え、「10円未満を切り捨てた金額とする」を「10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」となっております。

また、23、24ページの第34条においては、料金の表示を「内税方式」から「外税方式」として、そのまま再改正に対応できることになっております。

なお、附則においても、経過措置を含み、前議案同様となっております。委員会全員賛成で可決であります。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第59号から議案第61号について、質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより議案第59号について討論に入ります。討論はありますか。 討論なし

と認めます。

よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第6 . 議案第62号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第62号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第62号工事請負契約の変更についてでございます。

総務建設産業委員会の報告であります。議案書は26ページになっております。

工事名、第二小学校校舎増築工事。契約方法は変更ございません。請負金は、変更前8,557万5,000円が変更後8,694万4,200円で、136万9,200円の追加でございます。請負業者、契約保証の方法は変更なしで、工期においても、平成26年1月31日までと変更はなしでございます。

変更の内容といたしましては、12月9日の議員全員による視察で御承知のとおり、以下の7点になっております。雨水のための側溝をパイプに変更、これは減額の要因です。アルミ建具の変更が2件。天井点検口の追加、3カ所から10カ所。天つり型バーの補強、取り付け、並びに、消防署の指導による消火器及びボックスの追加が1器ずつ。自動火災報知機の増設が10カ所か

ら20カ所となっておりますが、これに関しましては、事前に図面上でわかっていることであることから、消防署に対しましては後日確認し、場合によっては、指摘ミスの注意をするということもあるとしています。なお、追加額に関しましては、予算の8,800万円の範囲内であるということでございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第62号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7・議案第63号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。合屋委員長。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 失礼をいたしました。かけ持ちなものでございますので。

議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）につきまして、予算審査特別委員会の報告でございます。議案書は27ページでございますが、別紙、補正予算書1ページをお願いします。

平成25年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,609万8,000円を追加し、予算の合計を歳入歳出それぞれ81億2,857万8,000円とする。2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

5ページでございます。地方債補正、変更です。起債の目的、道路改良事業債。変更前の限度額4,070万円を変更後は5,370万円に、1,300万円の増額補正で、基本額の追加内示によるものでございます。以下、変更はございません。

6ページに債務負担行為補正、追加です。事項、業務システム再構築事業、システム改修業務

委託、子ども・子育て支援新制度導入業務委託。期間、平成25年度から26年度まで。限度額、503万3,000円となっています。3町共有分で、平成26年実施ということでございます。100%が国庫補助ということですが、後日補正というふうになっております。しかし、契約を先に行うための起債ということで、今回上がったわけでございます。

事項明細の主なものを抜粋いたします。7ページです。

歳入。1款1項1目地方交付税の増額がでございます。なお、普通交付税においては、20億761万7,000円に確定しており、前年度比約1.2%の増加となっております。13款1項1目2節児童手当国庫負担金では、当初の対象者数3,230人が65人ふえて増額となっております。なお、14款の県支出金においても同様でございます。13款では、社会資本整備総合交付金が増額となっております。

11ページです。20款町債は、第2表地方債補正分となっております。

13ページ、歳出でございます。職員の人件費の調整が全般的にわたり行われております。

17ページをお願いします。3款1項1目28節では、国保の繰出金が9,000万円を超える増額となっております。

21ページ、3款2項2目20節では、歳入の児童手当が、ここで計上されております。同じく3目15節、かやの保育所の解体工事費は、現状渡しができたための減額となっております。6,000万円での売却で、14から15区画の宅地造成が予定されているということになっております。ちなみに、東幼稚園跡地は8,200万円ほどの売却で、16から17区画の宅地造成の予定ということでございます。

25ページをお願いします。6款1項2目28節では、実績及び確定による農集特会への繰り出しが減っております。

27ページ、次のページ、6款1項7目19節では、減反の補助が増額となっております。次の計画は、24日以降に決定するというところでございます。

29ページ、8款5項1目28節では、公共下水道特会への繰り出しが、国庫補助確定に伴い、大幅な減額となっております。

31ページ、9款1項3目11節では、県支出金を使い、佐谷自主防災組織に備品の対応をするということですが、今回限りとなるということでございます。10款小学校費では、生徒数増加が見込まれることから増額補正となっております。

質疑といたしましては、佐谷がモデルの地域防災計画の件、第一小校区の学童保育及びコミュニティ事務局移転の件、子ども手当の件、かやの保育所及び東幼稚園跡地の件、南幼稚園の工事の件等でございます。

委員会は全員賛成で可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 . 議案第64号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書37ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,289万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ33億6,765万3,000円とするものです。

40ページ、歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫負担金2項国庫補助金、及び6款県支出金2項県補助金の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費が補正されており、その財源として各補助率で計上されており、4款療養給付費交付金の補正は、社会保険診療報酬支払基金からの通知によるものです。7款1項共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金、次のページの2目保険財政共同安定化事業交付金の補正は、3月までの交付見込み額で補正されています。8款繰入金は、一般会計からの法定内繰入金として、1節2節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分が確定していること、及び法定外繰入金の3節は、歳出9款諸支出金の前年度国庫支出金の返還金を含んだ財源不足が補正されています。10款の諸収入では、1項の一般被保険者延滞金、次のページの3項の一般被保険者返納金が11月までに納入された金額で補正されています。

46ページ、歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、3目一般被保険者療養給付費、次のページの2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の補正は、3月までの医療費の支払い見込みによる増減の補正です。4項

1目の葬祭費についても、3月までの見込みにより補正されています。9款1項の前年度国庫支出金等払戻金は、24年度実績に基づく療養給付費負担金等の精算金が補正されております。

45ページ、返納金についての質疑があり、資格喪失後の受診などで国保から社会保険に移った後、すぐに届けず、四、五カ月後の届け出など国保で過誤調整ができないときなど、本人からの返金をされるとのことでした。

また、49ページ、葬祭費の見込み額についての質疑では、1件につき3万円で40名分の予算を上げていましたが、月平均4.5件の葬祭があり、平均件数で3月までを見込んだ額とのことでした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9 . 議案第65号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊、補正予算書50ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ315万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,284万1,000円とするものです。

53ページ、歳入ですが、3款1項の事務費繰入金の補正は、歳出の一般管理費の給与費等人件費の減額と歳入の4款1項の前年度繰越金が確定しており、今回計上されていますので、一般会計からの事務費繰入金が減額されております。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分が確定しておりますので補正されています。

55ページ、歳出ですが、1款1項の一般管理費の補正は、4月の人事異動による給与費、給

与等人件費の減額補正です。2款1項の後期高齢者医療広域連合給付金、19節の保険料等負担金の補正は、出納整理期間中の25年の4月及び5月に納入された保険料を25年度に納付するため、補正されています。

56ページの人件費についての質疑があり、2名分の予算で組んでいたのが、1名分となったための減額とのことでした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10．議案第66号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、補正予算書の57ページになっています。

平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,946万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,644万7,000円とする。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

60ページ、第2表でございます。地方債補正の変更です。下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前限度額が3億3,240万円を変更後限度額2億8,570万円に、4,670万円の減額で国庫補助の確定によるものでございます。特別措置分変更前限度額4,800万円を変更後限度額4,760万円に、40万円の減額で、以下、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

61ページをお願いします。事項別明細の歳入でございます。3款は、国庫補助金の確定によ

る減でございます。災害復旧や社会保障等による交付金の削減で、次年度も同様の可能性が高いということでございます。5款は、これに伴う一般会計繰り出しの減額になっています。以下は、確定による補正でございます。

63ページです。8款は、第2表地方債補正に相当する減額補正でございます。

それでは、歳出でございます。65ページ。1款1項1目8節では、旅石、赤坂地区の前納者が多かったための報奨金増でございます。2款1項1目15節工事費8,500万円の減額が、今回の主たるものとなっております。

質疑も出ましたが、要望の約75%の補助率であったため、管渠築造工事、大島原地区の379.2メートルと乙植木地区の419.1メートルが先送りとなります。優先順位の低い順になっているということでございます。この2地区におきましては、当然、次年度に優先して行うこととなります。

2目13節委託料は、見込みの停電がなかったための執行残となっております。

67ページ、3款は、借入れ額の確定によるものでございます。

委員会全員賛成で可決です。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第66号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11．議案第67号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、補正予算書69ページでございます。

平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。歳入のみの補正でございまして、総額にも変更はございません。

71ページをお願いいたします。事項別明細の歳入でございますが、1款の受益者負担金10月末実績、宝満堂さん分の増額でございますが、それと4款、確定による前年度繰越金の増額を3款の真ん中、3款の一般会計繰入金を減じて調整しているというものでございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第12、議案第68号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告です。別紙、補正予算書73ページでございます。

第1条、平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正、予定額ですね、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

74ページでございます。1款1項1目は、労務費単価の改定によります。2目は人件費及び電気料金の改定によります。電気料金におきましては、約12%のアップになっているということでございますが、現在、企業団からの受水も含め、配水量が足りているということから、井戸のポンプを休止しているため、差額の金額となっております。4目は人件費でございます。

委員会全員賛成で可決です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第68号平成25年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第13．請願書

議長（三角 良人） 日程第13、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この請願趣旨は、少人数学級の推進で、平成26年度の政府予算編成において、小学生3年生以上の35人以下学級化の実現に向けて、国の関係機関への意見書提出を要請するものです。

須恵町では、小学2年生までは実現されています。3年生以上については、38人以上のところには町費で1人補助をつけているのが現状で、国の予算における実現を求めるべき等の理由により、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） 委員会で審議されたと思いますが、須恵町に例えるならば、現在、総35人学級にされた場合、どのような学級編制になるのか、御審議されてたら聞かせていただきたいと思います。

議長（三角 良人） 今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） その件についての審議は行われておりませんが、現在は、3年生が、第二小学校の3年生のみが1人補助で入られて、一応、35人学級は実現をしている状況でございます。

議長（三角 良人） ほかに。 これにて質疑を終結します。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 私は、この件につきましては、継続したらどうかと思います。我が町におきましては、ほとんどが30人くらいの、第一、第二、第三、第三につきましては二十何

名というクラスがありますけども、学力の向上は少ないと認められますけども、学級は数が減ると、競争心とか人間力を鍛えるのが劣るんじゃないかと思います。

また、人口増加もありますけども、予算的にも学校の教室が、また足りなくなっている。このところから、そして、また、少子化が、今、少子化、少子化言われますので、先々はまたクラスが余るんじゃないかと思ってますんで、3カ月間、3月の議会まで、私は継続。

議長（三角 良人） 討論は反対。

議員（3番 松山 力弥） 反対です。

議長（三角 良人） じゃけえ、継続じゃいかん。反対ならいい。反対で。

議員（3番 松山 力弥） 私は、その点で一応反対します。

以上です。

議長（三角 良人） 賛成討論。 賛成討論。 賛成討論ありません。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 一応、今言われた御意見もあると思いますが、現在は、35人は実現されております。

しかし、先ほど申しましたように、第二小学校の3年生では、1人町費として雇われた方が入られております。これを国の予算なり県の予算で、できればそういう町の予算を使わないところで実現をしていただきたいという観点から、私たちは、この意見に賛成ということで可決をいたしております。

議長（三角 良人） ほかに。 これにて討論を終結します。

よって、本請願について採決に入ります。本意見書に対する委員長の報告は採択です。よって、本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願は、採択することに決定しました。

#### 日程第14・発議第2号

議長（三角 良人） 日程第14、発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出について、総務建設産業委員会の報告でございます。別紙、意見書案となっております。

導入後の具体的な国の形が示されないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっているこ

と。また、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村において、強制的な合併を余儀なくされる可能性が高いこと。さらには、住民と行政の距離が遠くなり、郷土意識が無視され、効率優先になる傾向が懸念されることなどの弊害が予測されることから、内容が不明確である以上、現時点での法案には賛成できないとして、当委員会は道州制導入に反対するという意見書に賛成多数で本事件は採択としております。

以上です。あ、賛成多数ですね、賛成多数でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会の審査の結果を報告いたします。

九州各県の県議会議員開催の「九州の自立をする会」など、道州制に関する勉強会や、他の道州制に関する研修会などへの参加や勉強会を開くなど、まだまだ内容検討や議論が必要とのことで、文教厚生委員会は審査の結果、継続審査と決定いたしました。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりました。

本件につきましては、ただいまの委員長報告並びに会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。文教厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、道州制導入に反対する意見書の提出については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第15．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、文教厚生委員会より学童保育所現状調査について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。  
会議を閉じます。平成25年第4回定例会を閉会します。

午前10時58分閉会